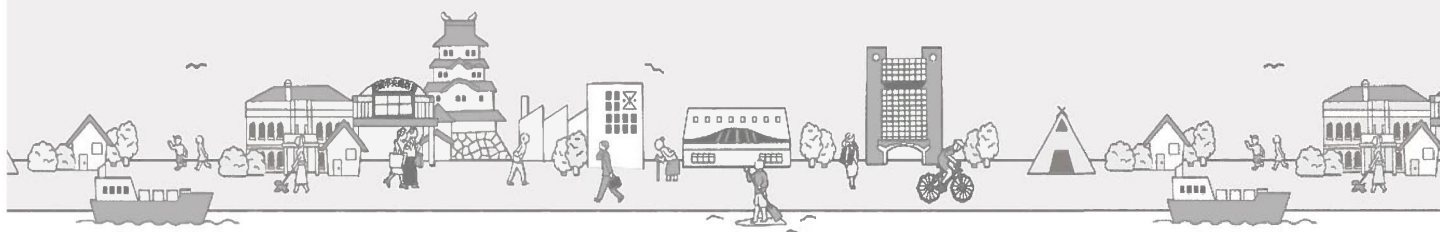


尼崎市公共交通利用環境向上支援 補助金について



●目的

尼崎市域を運行する公共交通事業者が利用者等の安全性や利便性の向上を図るために実施する取組を支援するため、それに要する経費に対し補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって地域公共交通の利用環境の向上に寄与する

●補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者

(道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者)

※公益社団法人兵庫県バス協会の乗合会員のうち、本市域内において現に道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をする系統を有する者(地方公営企業は除く)

●補助対象

補助対象事業者が路線定期運行をする一般路線バスが停留する乗合自動車停留施設(以下「バス停留所等」という)において実施する事業

- 1 本市域内に存するバス停留所等に限る
- 2 他事業者のバス停留所等を共同で使用する場合、もしくは、対象施設等に係る土地等の使用権原を補助対象事業者以外が有する場合等は、当該関係者や権原を有する者の合意を要する

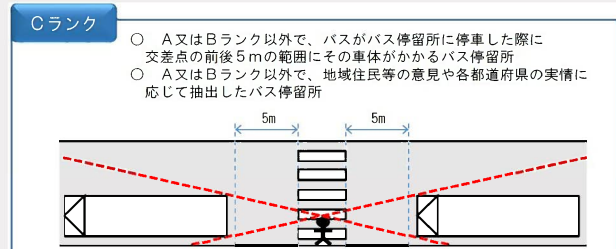
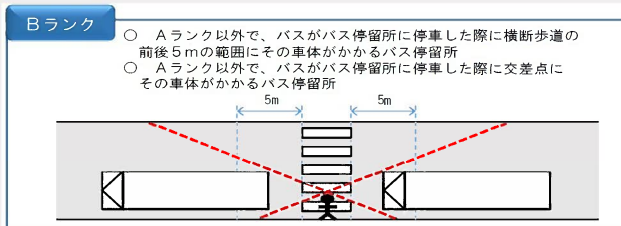
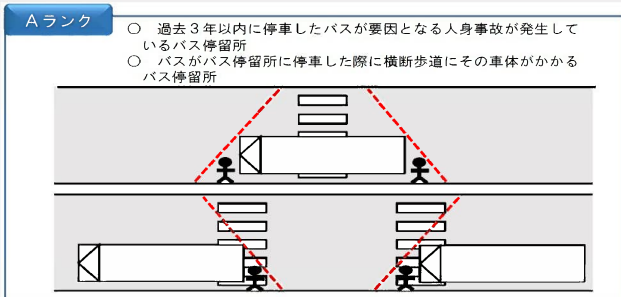
※バス停車帯(バス乗客の乗降のため、本線車道から分離し専用に使用するもの)及び
バス停留所(バス乗客の乗降のため、本線の外側車線をそのまま使用するもの)



1 安全性確保対策を講ずべきバス停留所[※]等において実施する安全性確保対策に要する経費

※ 兵庫県バス停留所安全性確保合同検討会により安全性確保対策を講ずべきと判定があったバス停留所

➡ 1/2 以内



【引用 バス停留所安全性確保対策における安全性の優先度の判定方法について（令和2年7月31日自動車局長事務連絡）】

市内のバス停では・・・

Aランク 2箇所
Bランク 2箇所
Cランク 5箇所



2 バス停留所等における利用者等の視認性向上のため、LEDを使用した照明施設等の新設、改良もしくは更新に要する経費

➡ 1/2 以内

3 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に準じる事業に要する経費



新設・改良 1/2 以内
上記以外 1/4 以内

